



事務連絡
令和5年6月20日

一般社団法人兵庫労働基準連合会
会長 殿

兵庫労働局労働基準部健康課長

フィットテスト測定機器等購入補助金の実施に係る周知について（協力要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年5月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）において、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置としてフィットテストの実施が令和6年4月1日から義務付けられます。

これを受けて、改正省令の経過措置期間中において、中小企業からフィットテストの委託を受けることが見込まれる作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関が行う定量的フィットテスト測定機器購入及び中小企業事業者が自らフィットテストを行うための定性的フィットテスト測定キット購入を支援し、もって、中小企業におけるフィットテスト実施体制を整備することを目的として、フィットテスト測定機器等購入に要する費用の一部を補助する「フィットテスト測定機器等購入補助金」（補助事業者：公益社団法人全国労働衛生団体連合会）の申請が令和5年7月1日から受け付けられます。

つきましては、中小企業において呼吸用保護具使用時のフィットテストが円滑に実施されますよう、下記QRコード（兵庫労働局のHP）へのリンクを貼り付けていただく等、ホームページ等による会員企業その他関係者への周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【兵庫労働局 HP】

